

政策評価制度の見直しについて

令和5年2月24日

大臣官房政策課政策推進室

政策形成・評価に係る最近の動向

- 総理の指示の下、行政改革推進会議の下に「**アジャイル型政策形成・評価**の在り方に関するワーキンググループ」設置。令和4年5月に提言を取りまとめ。

[提言のねらい]

- 「PDCAサイクルを回し、環境変化に対応しながら政策効果を上げることを追求する ダイナミックなEBPM」と
- 「経験のない課題について、考え得る最善の政策でチャレンジし、トライ&エラーで精度を向上」

行政の「無謬性神話」から脱却し、複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応できる、より機動的で柔軟な行政への転換

- 上記を受けて、R5年度から行政事業レビューと政策評価制度が大きく変化する予定。
 - **行政事業レビューシートの見直し**
 - ▶ EBPMに係る要素の充実、予算編成プロセスでの活用
 - **政策評価の見直し（R4年12月21日政策評価審議会答申）**
 - ▶ 画一的・統一的なプロセスを見直し
 - ▶ 実際の政策のプロセスに役立つ評価へ
 - ▶ レビューシートや審議会資料を活用可能に

文部科学省の対応について

令和5年4月から、

【政策評価】

○画一的網羅的だった評価から、実際の政策の立案プロセスに合わせた評価へ。
時期・方法・対象は各省の判断に委ねられる見込み。
⇒**作業負担を減らしつつ、政策評価の実効性を向上。**

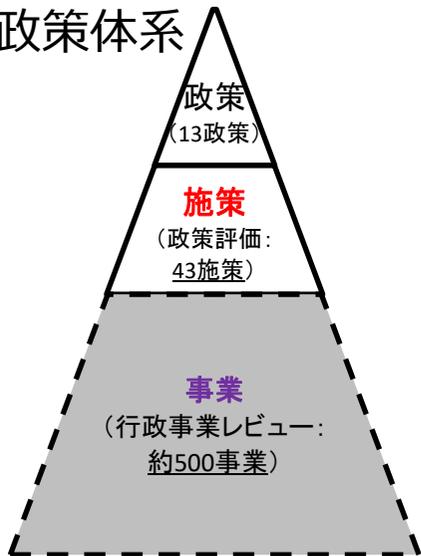
【行政事業レビュー】

○ロジックモデル的要素を充実させ、予算編成プロセスのプラットフォームへ。

アクティビティ | アウトプット | 初期アウトカム | **最終アウトカム** | インパクト

⇒**事業の上位の目的との整理が必要。**

政策体系



【政策評価の新制度】

☆政策体系（作成必須）

- ・達成目標・測定指標を充実させて、事業・施策・政策のつながりを再整理。
- ・政策立案プロセスで行われる政策・施策レベルの評価（例：各種基本計画のフォローアップ等）、レビューとの接続を強化。【毎年実施】

☆評価書（適切な資料で代替可能）

- ・「実際の政策立案プロセスに合わせる」考え方を踏まえ、各種基本計画フォローアップ資料等を活用するなど、**政策分野ごとに最も適切な方法を判断。**

【行政事業レビューの新制度】

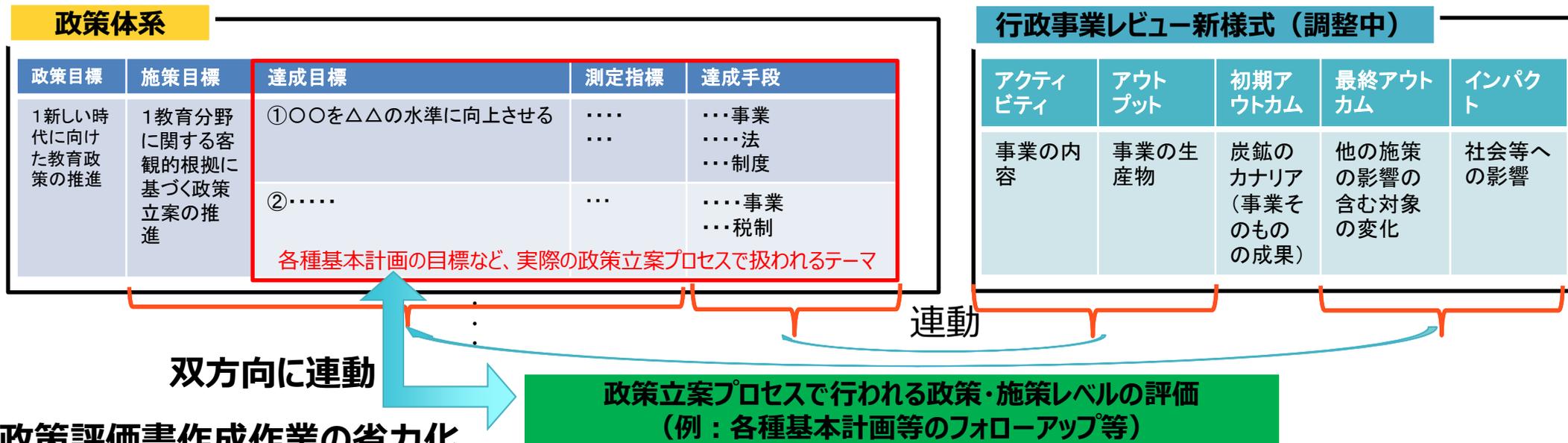
☆EBPMの取組

- ・全事業のレビューシートにEBPMの手法を適用し、政策体系とより連動させることで、効果的な事業の立案・実行・評価・改善を図るとともに、これを予算編成プロセスで活用。

文部科学省における政策評価の改善の方向性

①政策体系の充実・活用

- 事業レベルでの評価（行政事業レビュー）と政策・施策レベルでの評価（例：各種基本計画フォローアップ等）との連動性を高め、**一貫した評価・改善のサイクルを実現**
- 達成目標以下を柔軟に変更することで、実際の政策立案プロセスに合わせる。
⇒**施策レベルのマクロな視点からロジックを整理し、戦略的でメリハリのついた政策の検討に活かす。**



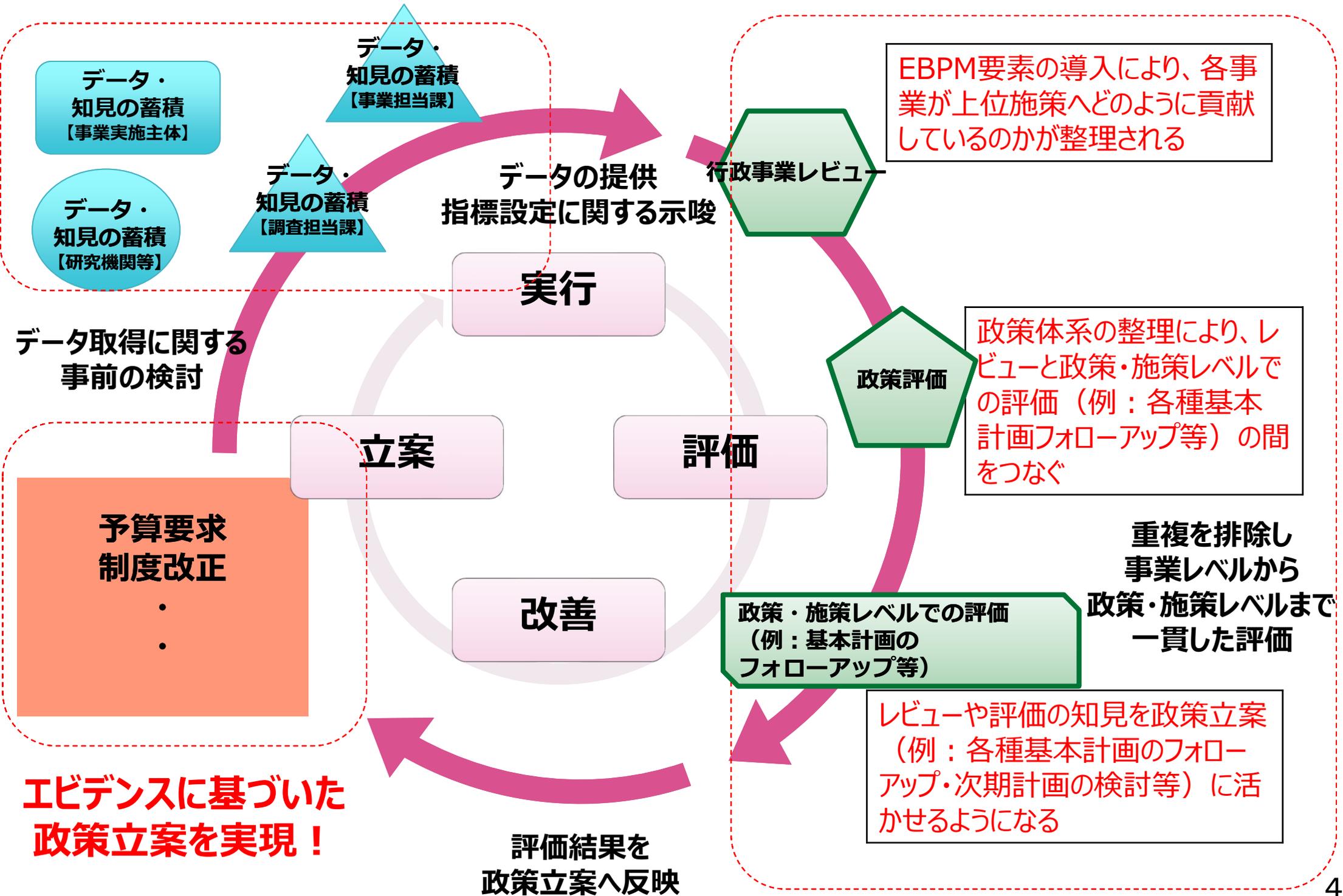
②政策評価書作成作業の省力化

- これまで作成していた**事前分析表・事後評価書に代わり**、政策立案プロセスで作成された資料（例：**基本計画フォローアップ資料等**）等を活用※。
- 具体的な代替方法や時期**は、新行政事業レビューや総務省の政策評価手法研究の動向を踏まえつつ、**各分野毎に選択**。 ※政策評価法上盛り込むべき事項は適宜追加資料で補足。

③政策評価・EBPMのノウハウを実際の政策立案プロセスへ浸透

- 各種マニュアル・研修を充実させ、幅広く職員の意識改革を促す。

政策立案プロセスと各種評価系業務の目指すべき関係



■ 令和5年度中に、準備・試行を行い、方向性を示す。

政策評価に関する基本方針、関係ガイドライン等 改定等（予定）

（スポーツ基本計画の進捗管理方針 決定）

（教育振興基本計画 答申・文化芸術推進基本計画 改定）

R5年4月 **文部科学省政策評価基本計画・政策評価実行計画 改定**

政策体系の整理・行政事業レビュー作業開始

R5年4～5月 **有識者会議**（座長の指名、今後の政策評価・EBPMの取組等について）

（スポーツ基本計画の実施状況の検証・評価）

R5年7月 省内ヒアリング（政策評価体系、新規事業ロジックモデル等）

R5年8月 **有識者会議**（政策評価体系等について）

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会等（研究開発課題の事前評価（案））

→事前評価書（研究開発事業・租税特別措置） 大臣決定

R5年9月 令和5年度の政策評価体系・行政事業レビューシートの確定

R6年2月～3月 政策評価の結果の政策への反映状況の作成

以降、随時政策評価の方法の検討

R6年3月 **有識者会議**（政策評価方法、文部科学省政策評価基本計画・実行計画改定について）

(参考) これまでの文部科学省の政策評価について

■文部科学省が行う政策全般に関する政策評価

- ・「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、自らの政策についてその効果を把握し、必要性・有効性・効率性等の観点から評価を実施し、その結果を政策の改善につなげる(PDCAサイクル)とともに、**国民に対する説明責任を果たすこと**を目的として実施。
- ・施策単位の「目標管理型の政策評価」を中心に実施しており、文部科学省全体で43施策(目標)を設定。**事前分析表において施策目標ごとに複数の達成目標、指標をあらかじめ設定し、事後評価の実施に際しては、当該目標・指標の達成状況を評価している。**
- ・事後評価は原則として5年に1回実施することとしており、一方で、**毎年度モニタリングとして事前分析表により指標の実績について公表している。**

■行政事業レビュー

各府省自らが、所管する全事業を対象に、執行実態を明らかにした上で、チェックの過程を公開しつつ、外部の視点を活用しながら点検を行い、その結果を予算(概算要求や執行)に反映させる取組であり、全事業に係る行政事業レビューシートを作成し、毎年8月末～9月中旬頃に最終公表している。

■政策評価と行政事業レビューとの有機的連携

政策評価と行政事業レビューを相互に活用し、政策の見直し・重点化や予算の効率化に資するため、以下の取組を実施している。

- ①「政策評価の事前分析表における達成手段(事業)」と「行政事業レビューシート」の事業名と事業番号の共通化
- ②役割分担の明確化(行政事業レビューを行う際には、政策評価における政策体系の位置付けや上位レベルの施策との関連性等も参照)

文部科学省の政策評価の実施

文部科学省の実施方針等

【文部科学省政策評価基本計画】

- ◇時期:原則として5年ごとに決定・公表
- ◇役割:政策評価の基本的な方針を定めるもの

【文部科学省政策評価実施計画】

- ◇時期:毎年度の開始までに決定・公表
- ◇役割:基本計画に基づき当該年度の具体的な実施方法を定めるもの

【事前分析表】

- ◇時期:毎年12月頃に公表
- ◇役割:
 - ①当該年度に実施する施策の目標、指標や達成手段等について、あらかじめ提示し分析
 - ②各施策のモニタリング機能

【事後評価】

- 前年度に実施した施策の実績を当該年度に評価
- ◇時期:8月末頃に公表

【政策評価結果の政策への反映状況】

- ◇時期:毎年概ね3月末に公表
- ◇役割:国民等への説明責任

文部科学省の政策体系

政策全般に関する評価(目標管理型の政策評価)

◇事前分析表

- ・43施策の目標・測定指標・達成手段を明示し分析
- ・事業の達成手段については、原則として行政事業レビューシート上の事業名と事業番号を明記
- ・評価を実施しない施策については、モニタリングで進捗管理

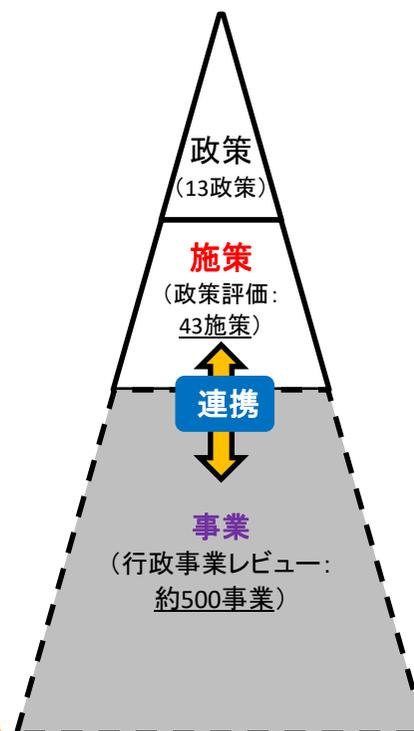
◇事後評価書

- ・評価時期に当たる各施策を実績評価により実施
- ・目標の達成度合いは、各府省共通の5区分で評価

行政事業レビュー

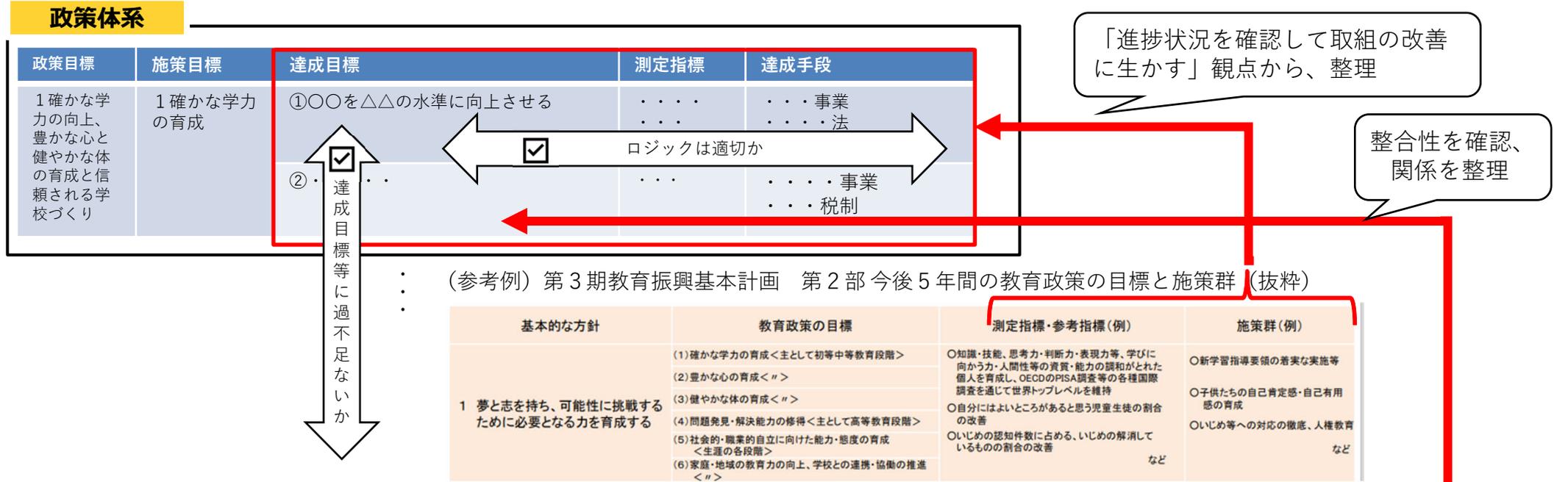
◇行政事業レビューシート

- ・約500事業の目標・成果指標・活動指標・予算額・執行額・資金の流れ・費用・用途等を明示し、自己点検
- ・「政策評価との関係」については、「上位施策の名称」、「関連する施策の測定指標」や「本事業の成果と上位施策・測定指標との関係」を明示し、施策と事業の整合性を確保
- ・各事業については、5年に1回の周期で外部有識者の点検を実施



(参考) 政策体系の充実・活用に係る具体的な作業イメージ (案)

STEP 1 各種基本計画等の目標に合わせて、①達成目標（いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか）、②測定指標、③達成手段（達成目標を達成するために必要な主な事務事業）を書き出し、ロジック等を改めて整理。
 ※どの達成目標にも紐づかない事業はまとめておく。



STEP 2 行政事業レビューシートを作成し、長期アウトカム又はインパクトと達成目標との整合性を確認し、関係を整理。

行政事業レビュー新様式 (調整中)

アクティビティ	アウトプット	初期アウトカム	最終アウトカム	インパクト
事業の内容	事業の生産物	炭鉱のカナリア (事業そのものの成果)	他の施策の影響の含む対象の変化	社会等への影響

STEP 3 状況の変化に合わせて柔軟に達成目標・測定指標を調整。

STEP 4 政策体系上で明らかになった論点を、政策立案プロセスにフィードバック。

(例)

- ・各種基本計画等を改定するタイミングで、現行計画と最新の政策体系とのずれを踏まえて、各担当部局で検討し、各種基本計画改定等に活かす
- ・新規事業等の検討に活かす 等

(参考) 各種基本計画のフォローアップ資料を活用する場合のイメージ (案)

○政策評価書における記載事項については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）や関係ガイドラインにおいて規定されているところ。

○他方、文部科学省が取りまとめる各種基本計画においては、基本的に、計画期間の中間的なタイミングや改訂前にフォローアップを実施。その形式は、計画によって様々であるが、概して、設定されている目標毎に①各指標の進捗状況について総括し、②課題と、③今後の対応についてまとめられている。

○したがって、政策評価書に記載されていた内容と、各種基本計画におけるフォローアップ資料の内容は多分に重なると考えられるため、各種基本計画のフォローアップ資料をもって政策評価書に代替することとし、政策評価書として不足している要素については、別途簡潔に情報を追加する方向で検討する。

(参考) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（抜粋）
(政策評価の在り方)

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
- 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

(評価書の作成等)

第十条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 一 政策評価の対象とした政策
- 二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- 三 政策評価の観点
- 四 政策効果の把握の手法及びその結果
- 五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- 七 政策評価の結果

2 (略)

(参考) 第3期教育振興基本計画の進捗状況等について(令和4年5月13日)より抜粋

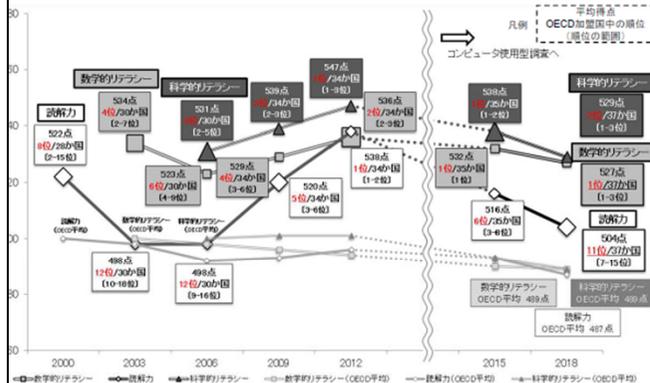
目標(1) 確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

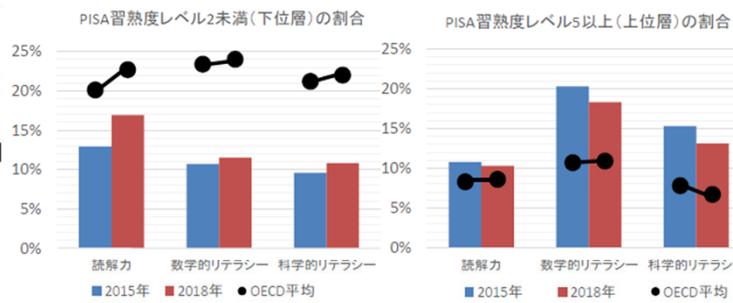
各指標の状況について

測定指標: 知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持

参考指標: OECDのPISA調査における習熟度レベル5以上(上位層)及びレベル2未満(下位層)の割合



数学的リテラシー及び科学的リテラシーは引き続き世界トップレベルにある。読解力はOECD平均より高得点のグループに位置するが、2018年は2015年より平均得点・順位が低下した。



読解力については、2015年と2018年の結果を比較すると、OECD平均と同様にレベル2未満の割合が増加傾向にある。数学的リテラシー及び科学的リテラシーについては、レベル2未満の割合に有意な変化はみられない。

各施策の進捗について

● 幼児期における教育の質の向上

- ・幼児教育推進体制の構築等が進み、これらを活用した幼児教育の質の向上に向けた取組が進んでいるが、幼児教育の質に関する認識が不十分、多くの幼稚園・保育所・認定こども園が小学校との連携に課題意識を持っているなどの課題がみられる。
- ・今後、全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むため、幼児教育スタートプランの具体化に取り組む。

● 新学習指導要領の着実な実施

- ・新学習指導要領の着実な実施のため、教育委員会・学校関係者向けの説明会等の開催や、教材の整備・指導資料の充実、実践事例の情報提供などを通じ、その趣旨や内容の周知・徹底を図っている。あわせて、教科書発行者に対して一層の改善を図るようセミナー等において周知を図っている。
- ・また、将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校における実践研究を進めており、引き続き取り組む。

● 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

- ・小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信として、令和3年度には「小中一貫した教育課程の編成・実施等に関する事例集(第2版)」を発行した。また、文科省において必要な制度改正等を行い、隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかけている。幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施する。なお、高大接続改革については、目標(4)で示す。

進捗の総括

OECDのPISA調査等においては日本の子供たちは世界トップレベルの水準を維持している。また、令和3年度全国学力・学習状況調査(経年変化分析調査)の結果において、新型コロナウイルス感染拡大前の平成28年度と令和3年度を比較すると、国全体としてみれば、国語については、児童生徒の学力の変化はみられなかったが、算数・数学については、若干学力が向上しているとも解釈しうる。次回以降の結果もあわせて分析することとしている。目標に向けた施策として、幼児教育の質の向上に向けた幼児教育推進体制の構築、新学習指導要領の着実な実施のための説明会や教材整備等、全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用、高等学校の特色化・魅力化の取組推進、学校段階間の連携の推進を行った。

課題とその対応

幼児教育については、小学校教育との接続についての課題の解消等に向け、発達段階に応じて、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施し、全国的な接続期の教育の充実を図る。PISA調査において、読解力の平均得点が前回調査から低下しており、言語能力や情報活用能力育成に向けた取組を実施する。高等学校では生徒の学校生活等への満足度や学習意欲が低下している傾向がみられるため、高等学校の特色化・魅力化の推進を一層行う。

- 【後掲の施策群】
- 主権者教育の推進
 - 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
 - 災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
 - 学校教育における学力保障【一部後掲】

(参考)令和2年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>一部の指標において「B」と判定されるものの、それ以外の指標は「A」と判定されている。現行の取組の継続・充実により、更なる向上が見込まれる。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 ○達成目標1について、学校において、学習指導要領等に基づく指導の充実を図り、次代を生きる全ての子供たちに、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くために必要となる「確かな学力」を育成することは大変重要な施策である。 ○達成目標2について、グローバル化が加速する中で、豊かな語学力や異文化理解の精神等を身に付け活躍できるグローバル人材を学校において育成することは大変重要な施策である。 ○達成目標3・4について、GIGAスクール構想に基づき、全ての児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学校におけるICT環境整備や教員のICTを活用した指導力の向上を一層促進することは大変重要な施策である。</p> <p>【効率性】 ○達成目標1については、予算の制約の中で、内容の見直しを行ったり、真に必要な取組に限定したりして実施している。 ○達成目標2については、予算の制約の中で施策を効率的かつ効果的に実施するため、内容の見直しを行いつつ実施している。 ○達成目標3については、1人1台端末の環境整備を踏まえ、教員のICT活用指導力向上に向けて、指導事例の紹介等、必要な支援策を講じている。 ○達成目標4については、補正予算等を通じた1人1台端末や校内通信ネットワーク整備を行うにあたり、各自治体が仕様書を作成する際の参考となる「標準仕様書例」を示すなど、全国の自治体が円滑にICT環境整備を行うことができるよう、真に必要な支援を実施している。</p> <p>【有効性】 ○達成目標1について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により全国学力・学習状況調査を見送ったため、令和2年度の実績値について一部把握が出来ていないが、これまでのところ、目標に見合った実績を着実に挙げている。 ○達成目標2の英語教育の充実部分については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により英語教育実施状況調査を見送ったため、令和2年度の実績値について把握が出来ていないが、これまでのところ、第3期教育振興基本計画の最終年度である令和4年度における目標に見合った実績を着実に挙げている。また、同目標のグローバル・リーダーを育成する高等学校等の整備については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、渡航による海外研修等が困難となったことから実績は昨年度より低下したものと考えられるが、オンラインを駆使したカリキュラム開発への切り替え等の工夫により、同程度の質の維持に努めた。 ○達成目標3については、学校現場においてICTを最大限活用するため、教員のICT活用指導力の向上に関する施策を講じてきたところであり、目標に見合った実績となる見通しである。 ○達成目標4については、補正予算等を通じてICT環境整備を図ってきたところであり、目標に見合った実績となる見通しである。</p>	
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○達成目標1については、引き続き、全ての児童生徒に「確かな学力」を育成するため、学習指導要領の着実な実施等を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るなど、これまでの取組について内容の一層の充実を図る。また、令和3年度予算事業「学力向上のための基盤づくりに関する調査研究」においてRST（リーディングスキルテスト）などの定量的指標により読解力の育成に向けた取組の効果を検証するなど、学力向上のためにどのような取組が有効かについて調査研究を行う。さらに、GIGAスクール構想で整備された一人一台端末を活用することにより、情報活用能力の育成を推進する。 ○達成目標2の英語教育の充実部分については、生徒の英語力を向上させた好事例等を周知したり、実証研究で得られた効果的な指導法等を周知すること等を通じて事業の成果の更なる活用促進を図り、第3期教育振興基本計画における目標達成に向けた取り組みを継続する。また、同目標のグローバル・リーダーを育成する高等学校等の整備については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という不測の事態による施策への影響を踏まえ、後継事業での取組について内容の一層の充実を図る。併せて、測定指標についても、今後、目標等の設定の際に精査予定。 ○達成目標3については、児童生徒1人1台端末等のICT環境整備が進むことを踏まえ、全国の学校においてICT環境の円滑な活用が図られるよう、「ICT活用教育アドバイザー」を活用した専門的な助言や研修支援、優れた取組事例等の情報の収集・発信などを通じて、引き続き、教育指導面での支援活動を推進していく。 ○達成目標4については、引き続き、全ての児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学校におけるICT環境整備を図る。 ○なお、これらについては経済財政諮問会議等の議論も踏まえ、取組の継続・充実を図る。</p> <p><主な概算要求>（拡充は、昨年度予算額と同額のものを含む） ・学力向上のための基盤づくりに関する調査研究（令和4年度の概算要求額：16百万円：縮減） ・WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（令和4年度の概算要求額：300百万円：拡充） ・小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業（令和4年度の概算要求額：365百万円：縮減） ・GIGAスクール運営支援センター整備事業（令和4年度の概算要求額：6,366百万円：新規） ・GIGAスクールにおける学びの充実（令和4年度の概算要求額：466百万円：拡充） ・学校ネットワークの今後の在り方に関する実証研究（令和4年度の概算要求額：486百万円：拡充）</p>	
<p>学識経験を有する者の意見</p>	<p>・指標の設定のあり方に（i）最低基準（ナショナルミニマム）、（ii）基準（スタンダード）、（iii）目標（チャレンジ）があるとすれば、指標は（ii iii）に集中しているため、特に児童生徒の学力のあり方については、（iii）とともに（i）の観点があってもよいのではないかと。 ・学力達成については、先生方の努力によって、高水準であることは理解しているが、今後は、水準（平均値）での評価に加えて、個人間や学校間、地域間、男女間等、格差（分散）をいかに縮小できているかについての指標が、社会的公正という観点からの政策評価として必要ではないかと。</p>		